

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3210号)

令和7年5月26日

横情審答申第3210号

令和7年5月26日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年10月11日総労第13668号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和3年6月30日支給、令和3年12月10日支給、令和4年6月30日支給、令和4年12月9日支給、令和5年6月30日支給の給与等仕訳書のうち請求者本人の記載部分」の保有個人情報開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「令和3年6月30日支給、令和3年12月10日支給、令和4年6月30日支給、令和4年12月9日支給、令和5年6月30日支給の給与等仕訳書のうち請求者本人の記載部分」の保有個人情報を特定し、開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表記載の保有個人情報の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年9月4日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由は、「本件開示請求に係る開示請求書の記載から、勤勉手当支給処理の結果である勤勉手当支給額等が記載されている本件保有個人情報を特定した。これ以外に審査請求人が求める文書は作成しておらず、保有していないため」と要約される。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件開示請求に係る開示請求書の備考欄に「既に拝受した特定文書番号1及び特定文書番号2は請求の対象外とする」旨を記載したので、本件処分は、請求対象外の保有個人情報の開示を決定したものである。
- (3) 本件処分は、請求内容に対し明らかに不足している。保有個人情報開示請求内容の精査をお願いする。
- (4) 不開示とする合理的理由の記載がない。

5 審査会の判断

- (1) 一般職職員への勤勉手当の支給に係る事務について

横浜市では、横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31年

12月横浜市条例第48号)に基づき、職員の勤務成績等に応じた勤勉手当を支給している。その額は、総務局人事課が入力した成績率等に基づき、人事給与システムにより自動計算される。

職員に勤勉手当を支給したときは、総務局労務課において、給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則(昭和32年6月横浜市規則第40号)第4条に基づき給与等仕訳書を作成し、保管する。

(2) 本件保有個人情報について

実施機関は、本件開示請求に対し、本件保有個人情報を対象保有個人情報として特定した。

本件保有個人情報は、令和3年度6月期及び12月期、令和4年度6月期及び12月期並びに令和5年度6月期の勤勉手当の支給に係る給与等仕訳書のうち、審査請求人のものである。給与等仕訳書は、給与等の明細を記録したものであり、職員の職員番号及び氏名、勤勉手当基準額、勤勉手当支給割合、勤勉手当支給額、同額に対する所得税等の額、差引支給額等が記載されている。

(3) 本件保有個人情報の特定の妥当性について

ア 審査請求人は、ほかにも開示すべき保有個人情報が存在する旨を主張するため、当審査会が実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 勤勉手当の支給額は、人事給与システムが成績率等を基に自動で計算するため、計算過程に係る保有個人情報は存在しない。

(イ) 勤勉手当を個々の職員の口座に振り込む際には、どの口座に幾ら振り込まれるかが確認できる帳票も出力されるものの、成績決定に係る事項は記載されていないので、「勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理」に係る保有個人情報には当たらない。

(ウ) 審査請求人は、開示すべき保有個人情報として「賞与支払届」及び「源泉徴収票」を例示するが、賞与支払届は職員が受給する年金額の計算の基礎とするために、給与所得の源泉徴収票は1年間の正確な収入や納税額の把握等のために作成されるものなので、「勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理」に係る保有個人情報には当たらない。

イ 上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件開示請求に対し特定すべき保有個人情報の存在を推認させる事情も認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、横浜市長が、本件保有個人情報と特定し、開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

別表

保有個人情報	
請求者本人の勤勉手当の金額は・・・勤勉手当区分「C」決定に伴い計算されるものであり、以下の①～⑩について・・・該当課へ請求します。	
①	令和3年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙すべて
②	令和3年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て
③	令和3年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙全て
④	令和3年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て
⑤	令和4年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙全て
⑥	令和4年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て
⑦	令和4年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙全て
⑧	令和4年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て
⑨	令和5年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙すべて
⑩	令和5年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て
※①～⑩の対象職員は請求者本人	

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和5年10月11日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理

令和5年11月13日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和7年3月24日 (第455回第二部会)	・審議
令和7年4月28日 (第456回第二部会)	・審議